

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- (1) 中小企業人材確保推進事業助成金 (※)
- (2) 中小企業基盤人材確保助成金 (※)
- (3) 中小企業人材能力発揮奨励金 (※)
- (4) 中小企業職業相談委託助成金 (※)
- (5) 建設雇用改善推進助成金
- (6) 建設教育訓練助成金
- (7) キャリア形成促進助成金
 - ・ 訓練等支援給付金
 - ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金 (※)
 - ・ 職業能力評価推進給付金
 - ・ 地域雇用開発能力開発助成金

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

